

## I 「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」(明治39年5月20日)

### 1. 概要

#### (書誌的事項)

奥原碧雲(奥原福市)氏の執筆に係る「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」は、一行24字見開き20行、「碧雲原稿用紙」と印刷された原稿用紙10枚に書かれている(約4700字)。奥原碧雲氏(明治6(1873)ー昭和10(1935)年)は、執筆当時、島根県八束郡秋鹿村尋常高等小学校長であった。

奥原氏は、竹島の領土編入の翌年、明治39(1906)年3月に実施された島根県による実地調査に参加し、その結果を記録した『竹島及鬱陵島』(松江:報光社 明治40.5)の著者として知られるが、同氏には、ほかに、『島根県名勝誌』(明治39)、『島根県遊覧案内』(明治41)、『福の神——新編お伽噺』(明治42)、『小学復音唱歌集』(明治42)、『山陰鉄道名勝案内』(明治45)、『実験一坪農業と十蛾養蚕』(共著 大正7)、『島根県名勝案内』(大正10)、『島根県八束郡誌』(大正15)等の著作がある。

この原稿は、当時発刊されていた『成功——立志独立進歩之友』(東京:成功雑誌社)に投稿されたものである。この雑誌(概ね月刊)は、毎号著名人に係る発行者による伝記や本人による経歴書、“海外雄飛”の成功談等を掲載していた。ただし、奥原氏の原稿が同誌に掲載されたかどうかは、現在のところ確認できていない。

#### (内容概観)

標題の中井養三郎氏は、明治37(1904)年9月「りやんこ島領土編入並ニ貸下願」を政府に提出し、翌38年(1905)年1月の竹島領土編入閣議決定の契機を作った功労者である。

奥原碧雲氏は、中井養三郎氏の生い立ち、中井氏が竹島での海驢漁業を企てるまでの経過、領土編入・貸下げ出願の経緯、領土編入閣議決定に至るまでの紆余曲折、同業者と合資会社を結成するまでを詳細につづっている。

奥原氏の跋文によれば、同氏が上記竹島実地調査に参加した際、同舟の中井養三郎氏から経験談を聴き感動して執筆したとされているので、中井氏から直接聴取したところに基づいて纏められたものと考えられる。従来、中井氏の事績、特に竹島領土編入に至る経過は、刊本である上記奥原碧雲著『竹島及鬱陵島』(明治40.5)、それを転載した『隠岐島誌』(島根県隠岐支庁 昭和8.2)、竹島漁獵合資会社文書綴『行政諸官庁往復雑書類 従明治参拾八年』所収の「履歴書」「事業経営概要」(ca.明治43-44年)(中井氏の子息中井甚二郎氏所蔵の資料を田村清三郎氏が昭和28年ごろ謄写したもの=島根県立図書館所蔵)の記述によって知られていたが、「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」には、これらの資料にない情報が含まれており、貴重である。

『竹島及鬱陵島』が発行されたのは明治40年5月であるが、巻末の「本書出版について」と題する著者奥原碧雲氏の断り書きに、本書の原稿は明治39年5月に成ったが事情により出版が遅れた旨の記述がある。また、同書の「凡例」は、明治39年5月28日付けとなっている。「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」は明治39年5月20付けであるので、両著作は、時を同じくして執筆されたものと判断される。すなわち、奥原氏の手元には中井氏から聴取した情報があり、この情報を基に両著作が並行して執筆されたわけである。他方、「履歴書・事業経営概要」は、中井氏自身の執筆に係るものであるが、執筆年が4-5年後になる。三者(『竹島及鬱陵島』、「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」、「履歴書・事業経営概要」)の記述

の違いは、各々の執筆時期及び想定した発表形態の差に由来すると考えられるので、それらのことを念頭において読む必要がある。

## 2. 竹島領土編入のいきさつ

### (中井養三郎氏の認識)

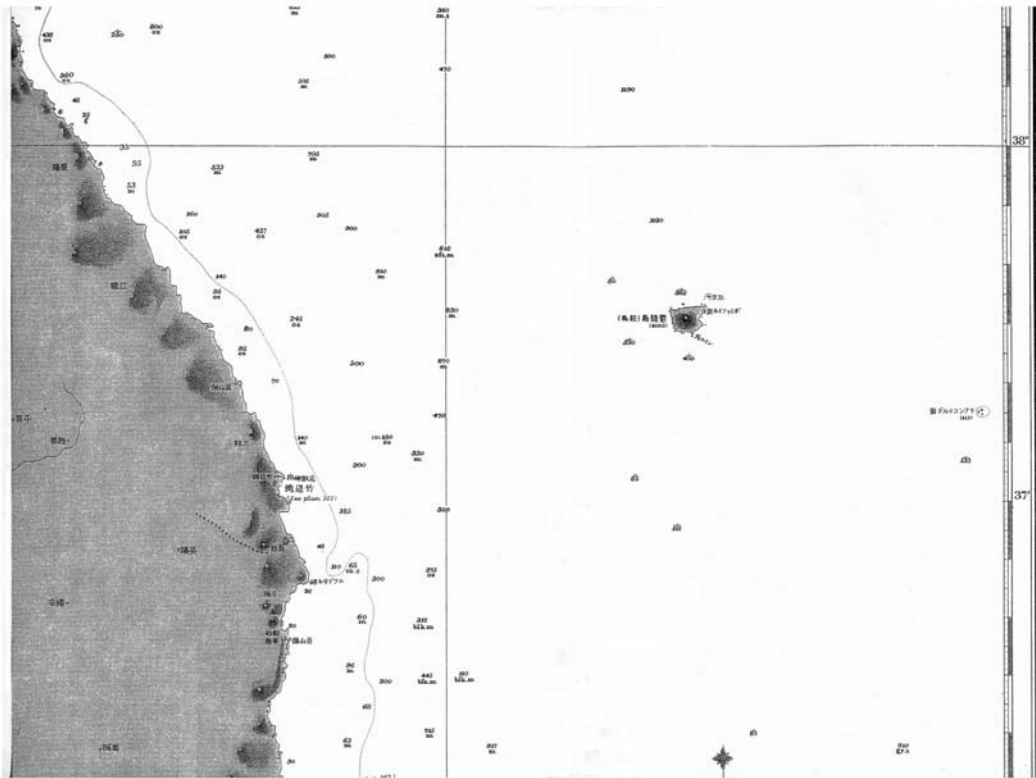
竹島に海驢が群棲することは古くから山陰一帯の漁業者に知られていたところである。江戸時代に米子の大谷、村川両家が幕府の許可を得てこの島に渡海していたが、田村清三郎氏の調査によれば『伯耆志』会見郡八米子下に松島（注、今日の竹島）で「海鹿魚油」を取っていた旨の記述がある。明治以降では、同じく田村清三郎氏の調査によると、『山陰新聞』明治27（1894）年1月14日の朝鮮竹島探検と題する記事中に、「竹島（注、鬱陵島）ハ隠岐より西北八十餘里の洋中に孤立し舟を駛する五十餘里に至る頃ろ一ヶの孤島あり俗之れをリランコ島と云ふ其周圍凡そ一里許りにして三ヶの嶋嶼より成れり此島に海獸海驢棲息し数百頭を以て數ふべく」云々とある。

中井養三郎氏は、この資源に着目し、明治36年からリャンコ島（今日の竹島）において組織的な海驢漁を開始した。翌明治37年には競争者が現れ乱獲の弊害が現れたため、中井氏は、同年の漁期終了後上京して独占的漁獲権を得ることを目指した。その際、中井氏が当初同島を朝鮮領土と信じ朝鮮政府に対して貸下げの申請をしようとしていた旨の記述が『竹島及鬱陵島』にある。この点に関しては、竹島の韓国領有主張を支持する立場から、当時この島を朝鮮領とする認識が一般国民の間にも広く行われていたことの証拠であるといった主張がなされる。

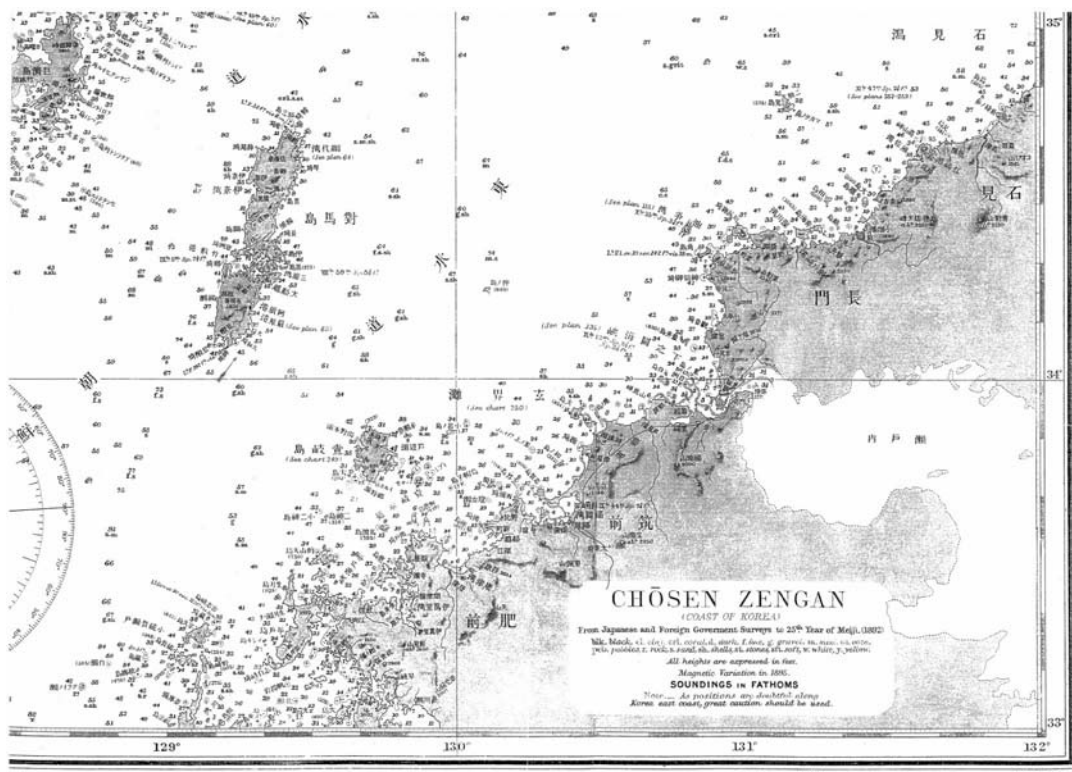
今回確認された「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」では、貸下げ出願の理由について、「…制限捕獲の必要を感じ、加ふるに、海図によれば、全島は朝鮮の版図に属するを以て、一旦外人の来襲に遭ふも、これが保護をうくるの道なきを以て、かかる事業に向って資本を投ずるの頗る危険なるを察し」としている。海図は、刊行年から判断して明治29年4月海軍水路部発行の『朝鮮全岸』を指すと考えられる（図



〔図1〕



(圖 2)



Intendence of Capt. K. Kimotsuki, I. N. Hydrographer.

此圖文係根據日本海軍第一等測海部所製 海圖第 1000 號 刊行於明治二十五年四月二十二日

Nº 21

(圖 3)

1～図3)。

この海図には、朝鮮半島の東沖合に「鬱陵島(松島)」(その脇に「ボーッソール岩」と「リアンワールド岩」)を掲載している(図2)。このリアンワールド岩が中井氏のいうリャンコ島であり今日の竹島である。「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」が「海図によれば、同島が朝鮮の版図に属するを以って」云々とするのは、中井氏が、『朝鮮全岸』という題の海図に同島が掲載されていたから朝鮮領だと思ったということであろう。

しかし、海図は、船舶の安全な航行に資するために製作され、対象地域にある島嶼や海岸線、水深などの情報を載せた地図であって、領土の範囲を示すものではない。海図の題名も、当該海図が取り扱う地域を代表する国名、地名を採ったものであり、その海図に掲載されている地域が題名の国に所属していることを意味するものではない。事実、この『朝鮮全岸』には我が対馬、壱岐、九州、本州の海岸に関する情報も記載されている(図3)。また、明治の初年において海軍水路部は、諸外国特に英国海軍の海図を模倣して海図を製作した。このため、各海図の対象範囲、題名、地名表記を含む記載内容は、原図の強い影響下にあった。松島という鬱陵島の別名やリアンワールド岩という島名も、西洋起源の情報であり、それ自体政治的法的な意味における領有権の帰属とは無関係であった。

したがって、中井氏が「海図によれば朝鮮の版図に属する」と思ったのは中井氏の誤解であった。この誤解は、同氏が上京し、政府当局者、特に海図の発行者である海軍水路部長と面談する過程で解消されることになる。

なお、中井氏が当初リャンコ島を朝鮮の領土と考えていたという話については、従来、その情報の出典である奥原碧雲著『竹島及鬱陵島』(1907)に、中井氏が明治36年同島での海驢猟を企てた際に賛同して同島に渡航した小原陸軍歩兵軍曹が初めて岩上に日章旗を翻したとあること(p.27)との矛盾が指摘されていた。国旗掲揚については、中井氏の領土編入貸下願の説明書中「本島ノ位置及ビ由来」にも、次の記述がある。

従来本邦ノ漁夫等鬱陵島往復ノ途次往々本島ニ寄泊シ鮑ヲ採取セルコトアルノミナリシガ昨三十六年五月余ハ爰ニ海驢猟ヲ企テテ人夫ヲ移シ漁舎を構エタリ而シテ私儀ノ人夫等ガ上陸セシ際全島一ノ何等建設物ヲモ発見セザリキ即チ本島ニ初メテ建設物ヲ構エ国旗ヲ樹テタルモノハ実ニ現ニ出征第四軍ニ従軍セル予備軍曹小原岩蔵ガ私儀ノ為メ帥ヒタル人夫ノ一行ナリトス」(島根県文書綴り『竹嶋』所収。田村清三郎の謄写による。)

今回確認された奥原碧雲の「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」は、この点について新しい情報を含んでいない。中井氏が派遣した作業者が日章旗を立てたことの故に中井氏がこの島を日本領だと信じていた、とまでは言えないが、そのようなことが行われていたとすれば、中井氏が同島を朝鮮の領土だと考えたこともまた確信を持つてのことではない。結局同島の帰属が定かでないというのが中井氏をはじめ当時の大方の認識であったと思われ、このことは事実においてもそのとおりであった。

#### (領土編入出願の経緯)

中井養三郎氏による「リャンコ島領土編入並ニ貸下願」の提出をめぐっては、また、前記と同じく竹島の韓国の領有主張を支持する立場から、中井氏が同島を朝鮮領土と信じ朝鮮政府に対して貸下げの申請をしようとしていたものを、日本政府が日露戦争下において同島を戦略上必要としたため日本政府に対する領土編入貸下げ願いに變更させたという主張が行われる。すなわち、日本政府が民間人の出願を奇貨とし、朝鮮領である島を無理に無主地であると称して領土編入したというのである。

この主張の基になっているのは、先に言及した竹島漁猟合資会社文書綴『行政諸官庁往復雑書類 従明治参拾八年』所収の中井氏による「事業経営概要」(明治43-44年頃)にある次の記述である。

…本島ノ鬱陵島ヲ附属シテ韓国ノ所領ナリト思ハルルヲ以テ将ニ統監府ニ就テ為ス所アラントシ上京シテ種々画策中時ノ水産局長牧朴眞氏ノ注意ニ由リテ必ラズシモ韓国領ニ属セザルノ疑ヲ生ジ其調整ノ為メ種々奔走ノ末時ノ水路部長肝付將軍断定ニ頼リテ本島ノ全ク無所属ナルコトヲ確カメタリ依テ経営上必要ナル理由ヲ具陳シテ本島ヲ本邦領土ニ編入シ且ツ貸付セラレンコトヲ内務外務農商務ノ三大臣に願出テ願書ヲ内務省ニ提出シタルニ内務当局者ハ此時局ニ際シ（日露開戦中）韓国領地ノ疑アル叢爾タル一箇不毛ノ岩礁ヲ収メテ環視ノ諸外国ニ我国ガ韓国併呑ノ野心アルコトノ疑ヲ大ナラシムルハ利益ノ極メテ小ナルニ反シテ事体決シテ容易ナラズトテ如何ニ陳弁スルモ願出ハ將ニ却下セラレントシタリ斯クテ挫折スベキニアラザルヲ以テ直ニ外務省ニ走り時ノ政務局長山座円二郎氏ニ就キ大ニ論陳スル所アリタリ氏ハ時局ナレバコソ其領土編入ヲ急要トスルナリ望楼ヲ建築シ無線若クハ海底電信ヲ設置セバ敵艦監視上極メテ屈竟ナラズヤ特ニ外交上内務ノ如キ顧慮ヲ要スルコトナシ須ラク速カニ願書ヲ本省ニ回附セシムベシト意氣軒昂タリ此ノ如クニシテ本島ハ本邦領土ニ編入セラレタリ

#### (海軍水路部長の見解)

今回確認された奥原碧雲の「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」は、上記文章の前半、水路部長の断定により無所属であることを確かめたとする部分について、より詳細に次のとおり記している。

〔中井〕氏はまず隠岐出身なる農商務省水産局員藤田勘太郎氏に囚り、牧水産局長に面会して陳述する処ありき、全氏もこの挙を賛成し、先づ海軍水路部につきて、リャンコ島の所属を確かめしむ、氏は即ち肝付水路部長に面会して、教を請ふや、同島の所属は確乎たる徴證なく、ことに日韓両国よりの距離を測定すれば、日本の方十哩の近距離にあり（出雲国多古鼻より百〇八哩、朝鮮国リッドネル岬より百十八哩）加ふるに朝鮮人にして従来同島経営に関する形迹なきに反し、本邦人にして既に同島経営に従事せるものあるが上は、当然日本領土に編入すべきものなりとの説を聞き、勇躍奮起、遂に意を決して、リャンコ島領土編入並に貸下願を内務外務農商務三大臣に提出するに至れり。

すなわち、中井氏は、つてを頼って農商務省水産局長に面会しリャンコ島における海驢嶺について説明した。この際、中井氏は漁獵地であるリャンコ島のことを海図を示して説明したはずであり、先にみたとおり海図の題名に依拠して当該島が朝鮮領だと思ふ旨を述べたと考えられる。これに対して水産局長は、海驢資源の開発計画に賛成したが、海図が版図を示すものでないという当然の事柄を承知していたので、中井氏の誤解を指摘し、海図の発行者である海軍水路部長に確認するよう勧めたわけである。水路部長は、むしろ、朝鮮全岸と題する海図に載っているから朝鮮領だというわけでないということを説明したはずであり、海図の性格に関する中井氏の誤解は、海図発行者の説明によって完全に解消された。

水路部長は、さらに、当該島の所属につき確固とした徴證（根拠となるしるし）がないことを指摘し、彼我の距離や同島経営状況（朝鮮人が経営する形跡がない一方日本人が経営に従事していること）に照らして日本領土に編入すべきものである旨を述べたわけである。水路部長の指摘は、事実 に即した正論であって、論者のような政治的意図に基づく強要歪曲などは認められない。

#### (外務省政務局長の見解)

次に、中井氏による「事業経営概要」にある前記文章の後半、すなわち、内務省当局者が日露開戦中に韓国領地の疑いのある叢爾たる（さいじ=小さい）不毛の岩礁を領土編入することに難色を示したが、外務省政務局長は、時局であればこそ領土編入が急務だ、望楼や電信施設を設ければ敵艦を監視する上で究竟だ（くっきょう=都合がよい）と述べて意氣軒昂であったとする部分についてみれば、奥原碧雲

の「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」は、次のように記している。

…かくて、内務省地方局に出頭して、陳述する処ありしも、同局に於ては、目下日露両国開戦中なれば、外交上領土編入はその時機にあらず、願書は地方庁に却下すべき旨を通ぜらる、氏はやむを得ず再びこれを牧水産局長にはかる処ありしも、外交上の事とあれば如何ともすること能はずとの言に、失望落胆、空しく不遇をかこうのみなりき、…〈中略〉…同郷出身の桑田熊蔵氏（現今貴族院多額納税議員たり）にこれを図る、桑田博士即ち書を裁して、氏を山座政務局長に紹介す、…局長はおもむろに聴き終りて、外交上のことは他省の関知する処にあらず、眇たる岩島編入の如き些々たる小事件のみ、地勢上より見るも、歴史上より見るも、はたまた時局上より見るも、今日領土編入は大に利益あるを認むる旨を漏されたり。ここに於て、氏は桑田氏と同行して内務省にいたり、井上書記官に面会して、事情を陳述し、遂に同省の同意を得て閣議に上り、明治三十八年二月廿二日、島根県告示第四〇号を以て、同県の領土に編入し、竹島と命名されたり。

両者の記述を比較すると、全体として「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」（以下適宜「立志伝」と略す）のほうが情報量が多い中で、「事業経営概要」に内務省当局者の言として記された、この時局に際し韓国領地の疑いある蕞爾たる一個不毛の岩礁を収めて環視の諸外国に我国が韓国併呑の野心あることの疑いを大ならしむるは利益の極めて小なるに反して事体決して容易ならずという部分は「立志伝」になく、他方、「事業経営概要」に外務省政務局長の言として記された、時局なればこそ其領土編入を急要とするなり、望楼を建築し無線若しくは海底電信を設置せば敵艦監視上極めて屈竟（究竟）ならずやという部分は、「立志伝」では、地勢上より見るも歴史上より見るもはたまた時局上より見るも今日領土編入は大に利益あるを認むとなっている。

両者の差異については、二つの要素が考えられる。両者の発表形態と執筆時期である。「事業経営概要」は県に提出する目的で書かれたものであるのに対し、「立志伝」は雑誌に掲載する予定で執筆されたものである。韓国併呑の野心あることの疑い、敵艦監視上好都合などのことは、政府当局者がそのように発言したとしても、「立志伝」では当時公刊がはばかれる事実として伏せられたことも考えられる。

他方、「立志伝」は、本稿冒頭でみたとおり著者奥原碧雲氏が明治39（1906）年3月の竹島実地調査に際し中井養三郎氏から聴取したところに基づき同年5月に執筆したものであり、「事業経営概要」は、日付はないものの明治43（1910）年の海驢漁の実績までが記されていることから同年の漁期終了後翌44年の漁期前に中井氏が執筆したものと考えられる。中井氏が上京して政府要路に働きかけたのは明治37（1904）年後半、竹島領土編入の閣議決定は明治38（1905）年1月であるから、「立志伝」は1年数か月後に、「事業経営概要」は6年以上経過した後執筆されたことになる。一般に、記録は日が浅いほうが正確である。時間が経過してから書かれると記憶が薄れ、ときにはその後に見聞きしたことが記憶に混入する。「立志伝」から「事業経営概要」までの間には、明治38（1905）年5月竹島周辺を戦場とした日本海海戦、同年夏望楼建築、同年秋海底電信ケーブル敷設、同年11月第二次日韓協約（保護条約）調印、翌明治39（1906）年2月朝鮮統監府設置、明治43（1910）年8月韓国併合条約等の出来事があった。「事業経営概要」の記述は、これらの、その後の出来事に関する見聞が混入した可能性もある。実際に、「事業経営概要」には前記所引のとおり「…韓国ノ所領ナリト思ハルルヲ以テ将ニ統監府ニ就テ為ス所アラントシ上京シテ」とあるが、朝鮮統監府が設置されたのは、竹島領土編入閣議決定の1年後、中井氏の上京の1年半後のことであった。

外務省政務局長の見解は、全体的に見ると、もっぱら日露戦争遂行の便宜を述べたということではなく、「立志伝」にあるとおり、「地勢上より見るも、歴史上より見るも、はたまた時局上より見るも、今日領土編入は大に利益あるを認む」というものであったと考えられる。これまた事実即した正論であ

り、論者のような強要歪曲は認められない。

なお、外務省政務局長が「時局上より」見て領土編入が有益だとしたのは、後に実際に行われたように望楼や通信施設の設置など日露戦争遂行の便宜のために利益があるという意味であろう。しかし、これを以って日本が戦争目的で韓国の領土を無主地と称して編入したという非難は当たらない。次にみるとおり、竹島はそもそも韓国領土ではなかった。重要なことは国家が実効的に占有し領有意思を表示したことであって、領有意思を懐くに至った理由は問題ではない。海驢漁業のこと以外に国家としての理由があっても、それはむしろ通例というべきである。

### 3. 領土編入措置の法的妥当性

「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」にある海軍水路部長の前記の言説、すなわち、同島（海図にいうリアンコールド岩、中井氏のいうリャンコ島、竹島と命名して編入することになる島）の所属は確固たる徴証なく、日本から近距離にあり、朝鮮人が従来同島を経営した形跡がないのに対し本邦人が既に同島経営に従事している以上日本領土に編入すべきであるとの議論、及び、外務省政務局長の言説、すなわち、地勢上より見るも歴史上より見るもはたまた時局上より見るも今日領土編入は大に利益があると認められるという議論は、法的に言えば、同島が国際法にいう無主地（いずれの国家の領土でもない土地）であり、日本国民による当該島の経営（占有の所為）を国家として追認し、編入措置を採ろうということである。

これに対し、韓国の領有主張を支持する立場からする編入経緯に係る前記の議論は、これも法的に整理すれば、もともとこの島が韓国領であったので無主地ではなかったというものである。

伝統的な国際慣習法上の領土の取得方法に、「先占」があり、これは、国家が無主の土地を実効的に占有し領有意思を表示すれば当該無主地がその国家の領有に帰するというものである。他方、20世紀以降、国際判例を通じて示された法として、「国家権能の平穩かつ継続した発現」がある。これは、行政権行使などの国家機能の発現（事例では、徴税、裁判、死体検視、船籍港登録など）すなわち占有の実効性をいっそう重視するもので、しかも、それを実証すること（間接的推定よりも係争地の占有に直接関係のある証拠）が求められる。ここから、実効性を伴わない主張は争われる、歴史的主張よりも主権行使の実効性が重要である、原始的権原は当世の他の有効な権原に代替される必要がある等のことがいわれる。

今日韓国や韓国の領有主張を支持する日本の論者が挙げる韓国の竹島（独島）領有根拠は、日本の資料を批判する消極的な論拠（領土編入経過に関する批判もその一つ）を別にすれば、古文献に「于山」という島名が出てくる、古地図に于山島が描かれている、安龍福が于山は日本のいう松島だと述べたといった“歴史的権原”に基づく主張、1900年の勅令に鬱島郡（鬱陵島）の管轄区域として規定されている「石島」が今日の独島である、1906年に鬱島郡守が独島を韓国の領域として報告したなどの主張である。これらの主張は、各々の主張自体が不確実であることに加え、いずれも、当該島に対する韓国（朝鮮）の実効的な占有を示すものではない。国際法を継受する以前の東アジア国家にとって、当該国がある土地を自国の領土と認識して他国が争わなければそれだけでその国の領土であるといえるなどの議論も行われるが、竹島（独島）については、韓国がその島を正確に認識していたことさえ証明されていない。韓国古地図（19世紀末の近代的地図も）の于山島は、ほぼ間違いなく架空の島（鬱陵島を二島に描いたもの）であるか鬱陵島東沖合の竹嶼（前記海図〔図2〕のボーツソール岩）のことである。1900年の勅令にある石島が独島を指すことが証明されれば国家として当該島に対する領有意思を示したものと言えようが、その場合でも、この勅令の前後において韓国政府又は韓国国民による「占有」の所為はなかった。

他方、我が国は、17世紀に日本人がこの島において官許を得て漁猟活動を行った記録があり、正確な

絵図も作成された。その後においてもこの島（松島と呼んだ）に関する知識が継承されていたことを示す文献も存在する。しかし、これらの“歴史的権原”は、それだけでは我が国の領有権を確立するに十分ではなく、もし、他国において（韓国であれ、第三国であれ）この島を占有し、実効的な占有（国家権能の平穩かつ継続した発現）を行う場合には、それが優先することになるはずであった。

すなわち、中井養三郎氏が領土編入貸下願を出した時点で、水路部長が指摘したとおり「同島の所属は確固たる徴證がなく」、国際法上は無主地、あるいは、日本が歴史的権原を有し、よしんば韓国にも何らかの歴史的権原があったとしても、主権行使の実効性を伴った主張によって取って代わられる可能性のある地域であった。

我が国は、そのような法的地位にあった島について明治38（1905）年1月の領土編入閣議決定によって民間人の占有の所為を国家として追認するとともに当該島に対する領有意思を明確にし、その後も同島（このとき竹島と命名した）における海驢漁業の免許、県知事の視察、県部長を長とする調査団の派遣をはじめとして、継続的に行政権を行使した。これらの国家権能の発現は、国家の領有意思の表示でもあった。かくして、竹島は、国際法上、我が国の領土としての地位が確実になったのである。

## II 奥原福市絵葉書、名簿、新聞記事等

標記絵葉書（二通）及び「竹島視察一行」と題する名簿は、明治39（1906）年3月に実施された島根県の竹島現地調査（奥原碧雲氏が同行）に関係する資料である。

絵葉書は、竹島近傍海域を図柄とし、この海域が戦場となった日本海海戦を記念して印刷された葉書（「日本海大海戦場」松江市天神町錦光堂製とある）を用いてしたためられている。図中、竹島は島根県に属することを示すため朱色となっている。日本海海戦の戦況報告は、当初、海図に従い「リアンコールド岩」としていたが、4か月前に領土編入された際「竹島」と命名されていたので、後日官報に訂正記事が載った（田村清三郎『島根県竹島の新研究』1965 p.39）。島根県の竹島現地調査団一行は、明治39年3月22日松江を出港し、境港、西郷港を経て、同27日竹島着、上陸調査後、同日鬱陵島に到着、同島においても人口産物等の調査をして同30日帰還した。奥原氏の絵葉書一通は、3月22日付けで境港から出したもの、もう一通は3月28日付けで鬱陵島から出したものである。二通とも沓銭五厘切手が貼付されている。鬱陵島は朝鮮（当時は国号を大韓帝国と称した）の領土であるが、当時隠岐出身者を中心に多数の日本人が越境居住しており明治37（1904）年には日本の郵便受取所も設けられていた（堀和生「一九〇五年日本の竹島の領土編入」『朝鮮史研究会論文集』24, 1987.3 p.110）。

なお、奥原氏が出した絵葉書と同じ「日本海大海戦場」葉書が島根県の文書綴り『竹嶋』にも綴じ込まれている。これは、奥原氏が同行した実地調査の前年、明治38（1905）年8月に松永武吉島根県知事が竹島を視察した際に随員が出したものである。日本海大海戦場絵葉書は、竹島の領土編入が広く広報されたことの証しとして、また、知事による視察、県の調査団による実地調査が確かに行われたことの証しとして意味を持つ。

名簿については、奥原碧雲著『竹島及鬱陵島』（1907）p.82-83にも渡航者一行の一覧が掲載されている。ただし、両者を比較すると、合計人数が1名食い違う。「前田憲」は、「竹島視察一行」にあり『竹島及鬱陵島』にはない（そのほか漢字に若干の違いがある）。確認を要するが、本質的な問題ではないと考えられる。

新聞記事（切り抜き）は、昭和37（1962）年に一橋大学の太平善梧教授（国際法）が島根県を訪れた際に、奥原碧雲資料や県の文書の提示を受けたことを伝えるものである。太平教授は、昭和27年に竹島



領有権紛争が発生（顕在化）した後、外務省に設けられた研究会のメンバーであった。これらの新聞記事が伝えるところによれば、大平教授は奥原文書や県文書に対し、日本による竹島の実効性のある先占の証拠として貴重である旨のコメントを加えている。上述のように、国際法上いずれの国家の領域であるとも定まっていない土地の取得には、実効的な占有、国家権能の平穏かつ継続的な発現が重要な要件となり、公然行われる行政権行使は国家の領有意思の表示としての意味も持つ。したがって、編入措置だけでなく、その後の国、県による様々な行為が、そのような実効支配を証するものとして重要だという趣旨である。

---

「竹島経営者中井養三郎氏立志伝」凡例

史料の翻刻にあたっては、以下のように取り扱った。

- ・漢字は原則として常用漢字とした。
- ・この史料は原稿であるため、推敲された文字や文章の書き足し、書き直しは訂正後のものを採用した。
- ・破損等で判読できない文字については□で示した。
- ・誤字と思われる場合、右傍に（ ）で正しい字を示し、推測できるものは（―カ）とした。
- ・ふりがなについては原史料のままとした。